

和 解 調 書

事 件 の 表 示 平成21年(ワ)第170号
期 日 平成26年7月10日午前10時00分
場 所 鳥取地方裁判所米子支部和解室
裁 判 長 裁 判 官 上 杉 英 司
裁 判 官 三 島 恭 子
裁 判 官 上 田 瞳
裁 判 所 書 記 官 坂 本 浩 康
出 頭 し た 当 事 者 等 別紙「出頭した当事者等」記載のとおり

手 続 の 要 領 等

裁判長

当裁判所は、本件訴訟の審理状況を踏まえて、被告らの全部又は一部から原告に対し一定額の解決金が支払われるべきであると考え、当初、国を除く被告らと原告に対し、金額の調整を中心に和解の打診を行ってきた。本和解において、最終的な支払義務者は被告らのうち協会と国を除く6名となるが、当裁判所は、被告協会においても、その立場や関与の状況等に鑑みて、当事者として本件和解への参加を求めることが相当であり、また、被告国においても、従前の宗務行政の適法性・妥当性に対する疑問の余地がないわけではないことや、今後適切な宗務行政がなされることを期待する意味から、同じく当事者として本件和解への参加を求めることが相当であると考えた。以上のような認識の下、当裁判所は、全当事者が参加する和解により、高齢者を原告とする本件訴訟の一括解決を図るべく、本和解協議の終盤において、別紙「事務連絡」記載